

自治組織に関する視点（第4章）の見直し検討状況 （R5.2.15時点）

審議のポイント

【大きな方向性】

- 自治基本条例を本来の目的である『理念条例』とする。
 - ・現行条例は、条文数が多いうえに、複雑で分かりにくい。
 - ・理念というものは、原則“不変”である（頻繁に見直すものではない）。

2 引き続き検討していくもの

（2）自治組織に関する視点（第4章）

- ・住民自治協議会の権能や責務の規定について検討
 - 「市（行政）と住民自治協議会との協働、関係」および「住民自治協議会と構成員との関係」として規定し直すのかについて検討。

- ・伊賀市における自治組織のあり方に関する報告書（2010（平成22）年3月）に基づき住民自治地区連合会の規定を検討
（参考）合併特例法で定める地域審議会としての役割と併せ、合併当初それぞれの地域の特性を残すために新市建設計画において設置することを合併協議会で決定されたが、新市建設計画期間（10年間）の暫定設置とし、その後は各地域の自治協により情報交換の場として任意に設置する。
 - 情報交換の場としては自発的に設置し、複数区域に跨る地域課題の解決を図る。

- ・地域振興委員会の規定を検討
 - ⇒ 住民自治協議会が全域に設置されたため
 - 住民自治協議会が解散等した時の対応方法について検討。

- ・現行第4章の住民自治協議会の節に関する規定については、基本的な部分は規定するが、詳細については別条例とする。
 - ⇒ 全地域に住民自治協議会が設立され、次のステップとして、自治協が地域住民に関かれた組織とし、継続的かつ計画的に住民自治に取り組むために実態に即した運用規定を別に定める必要がある。
 - 「（仮称）伊賀市住民自治協議会に関する条例」の検討。